

# ワクチン配布・接種の当面の対応方針

## 1 医療従事者等向け接種

ウイルスばく露の可能性、かつ、医療従事者等が感染したことに対する社会的インパクトを考慮し、まずは感染症指定医療機関等を優先する。

### 【配布・接種】

保健所が医療機関・医師会の意見を聴いて調整、最終的（制度的）には、県が配布先・配布数を決定

#### ①第1弾・第2弾

感染症指定医療機関等に配慮しつつ、圏域バランスを考慮の上配布

#### ②第3弾以降

医療従事者等数に応じ圏域に配布。圏域ごとの配布先は、従事者間の優先順位の目安をもとに、圏域ごとの事情を考慮して県が決定



# ワクチン配布・接種の当面の対応方針

## 2 高齢者向け接種

県が示した「高齢者向けワクチン接種の優先順位（目安）」を参考に、市町村ごとに地域の事情を考慮して市町村において接種順位を決定する。

### 【配布・接種】

#### ①立ち上げ期

限られた数のワクチンを「素早く、効率的に」接種までつなげることに重点を置きつつ、「本格実施期」以降に向けたモデル市町村（地区）（22地区）を選定し配布する。そこから得られた経験やノウハウを県全体で共有する。

#### ②本格実施期

市町村においてV-SYSに入力した希望数量に応じて配布。

※必要に応じ医療従事者向け接種と統合的に進捗するよう柔軟な対応も検討する。

